

愛媛大学医学部附属病院長選考基準

令和2年10月14日
国立大学法人愛媛大学長

愛媛大学医学部附属病院長選考規程第3条第2項の規定に基づき、病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長には、人格が高潔で、病院長に求められる資質・能力の具体的内容のすべての要件を満たし、かつ、大学の中期目標における「附属病院に関する目標」の項に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力を有していることが求められる。

※愛媛大学 中期目標・中期計画「附属病院に関する目標」

https://www.ehime-u.ac.jp/overview/mid_term3/

I. 病院長に求められる資質・能力の具体的内容

1. 医師免許を有している者
2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
具体的には、当院または当院以外の病院での以下のいずれかの業務に従事した経験が3年間以上あり、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者
 - ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者又は医療放射線安全管理責任者の業務
 - ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ③ 医療安全管理部、高難度新規医療技術評価部、未承認新規医薬品等評価部又は感染制御部における業務
3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
具体的には、当院または当院以外の病院での以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有している者
 - ① 病院長又は副病院長の経験
 - ② 診療科長又は中央診療施設等の長の3年間以上の経験
4. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者
具体的には、大学の医学系教授の経験があり、学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有している者

II. 病院長選考の手続き・方法

学長は、愛媛大学医学部附属病院長選考規程、愛媛大学医学部附属病院長候補者選考会議規程に基づき、病院長を選考する。

※愛媛大学医学部附属病院長選考に関する規則

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/disclosure-62966/>